

高松市監査委員告示第7号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年2月20日

高松市監査委員 吉田正己  
同 山下稔  
同 妻鹿常男  
同 西岡章夫

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公共施設の維持管理コスト分析

対象部局	教育局高松第一高等学校	
措置通知日	平成25年2月1日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1) 耐震診断と耐震補強を行うべきもの		耐震診断については、平成15年度から17年度にかけて実施し、それに伴う耐震補強を平成20年度から逐次実施し、平成23年度をもって全ての施設の耐震補強が完了した。

第2 平成22年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

対象部局	教育局高松第一高等学校	
措置通知日	平成25年2月1日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1) 通帳名義を現在の事務長の名義に変更すべきもの		通帳の名義については、平成22年度に名義を改めるとともに、本通帳が

	不要であることから解約した。
(2) 音楽科非常勤嘱託職員および姉妹都市招聘講師の出勤管理を適正にすべきもの	音楽科非常勤嘱託職員および姉妹都市招聘講師の出勤管理については、平成23年度から出勤簿を改め、適正化した。
<b>【意見を付された事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
(1) 生徒の安全や衛生上絶対に必要と考えられる、スポーツ施設の修繕や器具の廃棄等に必要な予算措置について	スポーツ施設の修繕や器具の廃棄については、指摘のあった第一体育館の床および剣道場を平成23年度に改修したほか、破損した体育器具については、平成22年度に廃棄した。